

平成24年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
平成24年度使用藤沢市教科用図書採択方針を次のとおり定める。

2011年（平成23年）5月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

採択方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、平成24年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

平成24年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、平成24年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成24年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、 「平成24年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、小学校用教科用図書については、平成22年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 中学校用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 小学校用教科用図書

平成22年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 中学校用教科用図書採択日程

- ア 平成23年5月から6月にかけて、学校及び市役所新館1階ロビーで教科用図書見本の展示を行う。
- イ 5月から6月にかけて、中学校長に中学校用教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。
- ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。
- エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に中学校用教科用図書の審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。
- オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- カ 7月に、公開の教育委員会会議において中学校用教科用図書を採択する。

(2) 小学校用教科用図書採択日程

平成23年7月に、公開の教育委員会会議において小学校用教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程

- ア 平成23年5月から6月にかけて、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。
- イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。
- ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- エ 7月に、公開の教育委員会会議において特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。

子教第10号
平成23年4月19日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

教育局支援教育部子ども教育支援課
教育指導グループ 小山、大貫
電話 (045)210-8223 (直通)

子 教 第 9 号
平成 23 年 4 月 18 日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成 24 年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。については、平成 24 年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成 24 年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

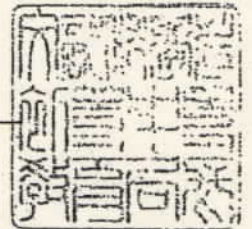
電話 (045) 210-8223 (直通)



23文科初第50号
平成23年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸



(印影印刷)

平成24年度使用教科書の採択について (通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成23年度においては、平成24年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛に通知しますので(平成23年4月7日付け23初教科第1号「平成24年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛に送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576





23初教科第1号
平成23年4月7日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 森 晃憲



平成24年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成23年度における教科書採択の事務処理については、平成23年4月7日付け23文科初第50号「平成24年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、さらに下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

